

平成22年度鳥羽市環境保全審議会会議録

日 時：平成23年2月16日（水） 10時00分～12時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。
ます。

ただいまから「平成22年度環境保全審議会」を開催させていただきます。
私は、環境課長の中村です。

それでは、当審議会の開会にあたり、木下副市長よりごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ 〔副市長あいさつ〕

先ほど紹介していただきました鳥羽市の副市長の木下です。本日はよろしく
お願いします。

また、本日はお忙しい中を鳥羽市環境保全審議会にお集まりいただき、市長
になりかわり厚くお礼申し上げます。

平素は行政運営に多大なるご支援いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今の地球環境につきましては、生活排水の影響による河川や海洋の
水質悪化、地球温暖化等の影響により危機的な状況となっております。

また、皆さんご承知のとおり、政府与党は平成21年に温室効果ガスを19
90年度比25%削減するという社会的な公約を発表しております。

このような状況の中で、環境問題を喫緊に取り組んでいくため、本日も審
議いただく「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を進めたいと考
えております。

本日の審議会では、5点の報告事項と2点の審議事項をご検討いただきま
す。

皆様の忌憚のないご意見を賜り、環境行政の発展に寄与したいと考えますので、よろしくお願いいたしましてあいさつとします。

〔事務局〕

本日の出席委員は、13名中 12名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第2項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

続きまして、皆様に自己紹介をお願いします。

（席順に自己紹介）

3. 会長・副会長の選出について〔事務局〕

次に「会長、副会長の選出」でございますが、「鳥羽市環境保全審議会規則」第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

（事務局一任の声あり）

それでは事務局より提案いたします。会長に古田正美委員、副会長に大川千恵美委員をお願いしたいと思います。

（異議なしの声あり）

それでは、皆様の拍手で確認させていただきます。

（拍手）

ありがとうございました。

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、代表して会長に就任あいさつをいただきます。

〔会長あいさつ〕

ただいま、「会長」に選出されました鳥羽水族館の古田でございます。よろしくお願いいたします。

さて、先ほどの副市長のあいさつにもありましたように、地球環境は大変な状況にあると私も思いますし、鳥羽市においても、地球温暖化の影響で年々海水温が高い状況にあり、漁業への影響も危惧されています。

こうした状況の中で、私たちは日頃から環境保全に対する意識を高め行動することが重要であると思っております。

本日の審議会におきましては、「鳥羽市地球温暖化防止実行計画」と「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」をご審議いただきたいと思いますと考えています。

よろしくお願ひいたします。

4. 報告事項

(1) 平成21年度鳥羽市環境保全審議会報告(事務局)〔資料1〕

資料1をご覧ください。

平成21年度鳥羽市環境保全審議会の報告をさせていただきます。

4ページの②公害の種類別苦情件数の報告をいたしました。大気汚染2件、水質汚濁3件、騒音1件、廃棄物投棄4件、畜犬関係1件でした。この件に関しまして、ほとんどが簡単に守れる内容ばかりで特に不法投棄などの防止の啓発をご指摘いただきました。

6ページの③河川の水生生物による水質判定調査について、報告いたしました。この件に関しまして、継続的な調査の実施をご指摘いただきました。

7ページの5. 審議事項では、鳥羽市地球温暖化防止実行計画(案)について、審議いただきました。この件に関しましては、特に2次目標値の記載や計画の期間に「計画試行後の2年ごとに見直しとするものとする」という文言を追記すべきであるという意見をいただき、実行計画に反映しました。

以上、報告といたします。

(2) 公害の種類別苦情件数(事務局)〔資料2〕

資料2をご覧ください。

公害の種類別苦情相談件数は平成22年4月から平成22年12月まで、典型七公害と不法投棄、残土処理係、留船関係、犬猫関係で総件数は19件の相談がありました。

1、悪臭：2件

鳥羽1丁目の美台から付近に魚を扱っている事業所があり、夏場ひどいにおいがするという相談を受けました。調査中には臭いは感じなかったのですが、シンフォニアテクノロジーや美台の生活排水が国道を渡って線路の横へ流れるようになっており、その排水が流れにくくなっていたので、県と今後の対応を相談しているところです。

係留船について、堅神火葬場の近くの海に投棄されているヨットがありまして、本年度当初から本人と海上保安部、三重県、市と協議をしまして、徐々に撤去をしてほしいということで話しています。実際7隻投機されていまして、現在3隻を切断しているところですが、侵食が悪くなかなか進まない状況です。早期解決に向けてがんばっていき

たいと思います。

2、犬猫関係：6件

市民より隣の人が柵を設置し、その中で多くの猫を飼っている。私は猫が嫌いなので、飼うのなら家の中で飼ってほしい。何とかしてほしいとの連絡があった。猫を飼っている人に話を聞いたところ、猫を14匹飼っていて、引越してきてから柵やブルーシートを設置して隣の人の迷惑にならないようにいろいろな対策をしてきたとのこと。お互い話合っているが、解決しない様子である。悪臭等の問題が発生しているわけでもないため、再度双方で話合っしてほしいと伝えました。

委員：魚の件だが、生活排水ではなく、製造業者から側溝へ流れてくる排水が原因ではなかったか。通学生が子どもたちの意見が随分あったということだが、学校への説明はなされたか。

事務局：説明はしておりません。

委員：子どもたちが通学路であるのに悪臭がする、気分が悪くなるということで、生活排水ではなく製造業者からの排水である。加工業者の排水の基準はどうなっているのか。

事務局：過去から相談の電話があり業者にも何回か立入りをしています。業者には側溝への排水部分で、魚のアラ等が残っているのかどうかということを含めて、これまで話し合いをして側溝を掃除するように指導してきました。基準では日量50トン以上の排水がないと規制の対象にならないということだったのですが、今回の調査で新たに、その先の排水についても問題があることがわかったので、2つの大きな問題があると考えており、解決に向けて取り組んでいきたいと思います。

委員：子どもたちの意見も聞いて、学校にも説明をするように。業者の水の扱いを確認して指導をするように。

事務局：意見をふまえて対策をしたい。

会長：法的に規制あるが、生活するうえでの子どもたちの意見もあるので対策をしてお願い等をしていくことをしていただきたい。

委員：猫について、何か決まりはあるのか？

事務局：ありません。

会長：猫の解決策はほとんどなく、猫にえさをやらないという条例はあるが、野良猫かどうかが不明確であり、犬のように放し飼いにしてはいけないということがなかなかできない。

事務局：苦情があると、えさをやらないようにということのお願いをするしかないという状況である。

委員：地域住民の迷惑とならないようにしてほしい。

委員：石鏡町の犬の件だが、放し飼いにしているのでなんとかならないか。

事務局：現場確認をしたところ、犬を3匹飼っていて1匹は紐で縛ってあるが、残りの2匹は旅館の敷地内で放し飼いにしていた。旅館の前の土地は一部公道であり、海岸まで続いている。紐は短くなっており、旅館の人と会うことができなくなったため、電話で今までの経緯を説明し、犬に対する恐怖心を抱く人もいるので、放し飼いをやめるなどの対策を考えてほしいと伝えました。

会長：指導をして縛ってなかったら保健所へ連絡をして引き取ってもらうなどの対応をしないと噛んだときに問題になる。

(3) 改正省エネ法について（事務局）〔資料3〕

資料3をご覧ください。

地球温暖化対策の推進のため、温室効果ガスの排出量削減と省エネルギー対策の強化が求められています。

このようなことから、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成20年5月に省エネ法が改正（施行日は平成22年4月1日）されました。

今までは一定規模以上の大規模な工場・事業場に対してエネルギー管理義務を課していたが、今回の改正により、エネルギー管理主体が事業所単位から事業者単位（企業単位）へと移行されたため、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うことになりました。

このことから、事業者全体の1年度のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500k1以上であれば、エネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受けることになりました。

鳥羽市の平成21年度のエネルギー使用量（原油換算値）は1,648k1となり、特定事業者に指定されました。

今後は、地球温暖化防止実行計画と平行して、電気やガソリンの使用量の削減を目指すことや、ハイブリッド車の購入を検討します。

また、来年度に公共施設の現状を把握するため、経済産業省より「省エネルギー対策導入指導事業(省エネ診断)」の補助金の交付を受け、工場やビルなどの施設を無料で省エネ診断している(財)省エネルギーセンタ

ーに診断を依頼し、その結果により施設ごとの具体的な取り組みを検討します。

省エネ診断を実施する施設は、市役所（本庁舎）、市民文化会館、清掃センター（焼却施設）、保健福祉センターひだまり、上水道管理センター（水源地）相差浄化センターです。

（４）藻場再生事業、オフセット・クレジットについて（事務局）〔資料４〕資料４をご覧ください。

まずは、「藻場再生事業」についてご説明します。

鳥羽市は沿岸漁業の盛んな町であり、特に海女漁が盛んな地域だが、近年ではアワビ、サザエ等の漁獲量が大幅に減少しています。早くから沿岸漁業の漁場である“里海”の環境を守るため、市条例等を制定して環境保全の努力を重ねています。しかし、近年、伊勢湾の海域環境の悪化等もあって、重要な海の森である「藻場」の減少が心配されており、１０数年ほど前から一部で磯焼け（沿岸地域に生息する海藻の多くが死滅すること）が拡大し、特にアラメ場の縮小が進んでいると言われています。こうしたことから青年漁業者らによって藻場造成の努力もはじまっています。

藻場は漁業ばかりでなく、大きな酸素供給源として自然環境に欠くことのできない役割を果たしています。本事業は市民、特に小中学生など若い市民に海洋環境における「藻場」づくりの大切さを知らせ、藻場づくりに参加させたいと考え、現状調査やシンポジウムなどを開催し、海を守る行動への参加を呼びかけていきます。

本事業は、環境保全促進助成事業の採択を受け、財団法人自治総合センターより２００万円の補助をいただけることになりました。

事業の具体的な進め方として、タレント・海女・漁師・研究者による潜水調査、子ども達による藻場・海岸漂着物調査、シンポジウムを予定しています。

①シンポジウムは、長年海を守る活動を続けてこられた海の博物館への委託業務として実施します。

②応募用紙を作成し、三重県内の小中学校、全国の環境保護団体、自治体などに春から配布します。

③夏休み期間中に調査を行います。

④海の博物館特別展示室にて調査結果展を行います。

⑤シンポジウムを１２月頃に実施します。

⑥全体の活動をDVDに記録し、環境教育等の啓発資料とします。

スケジュール（案）としては、5月から事業に向けた準備（チラシ、ポスターの作成等）、6月に「広報とば」に事業の開催を掲載し、CATVの告知も行います。8月に藻場、海岸漂着物調査、12月にシンポジウムの実施し、翌3月に「広報とば」及びCATVにて、結果を報告します。

参加人数は藻場、海岸漂着物調査に50名程度、シンポジウムに150名程度予定しています。

シンポジウムの開催場所は「海の博物館」内を予定していますが、応募人数等の状況によっては、他会場を設定することもあり得ます。

次に「オフセット・クレジット」についてご説明します。

平成20年11月に環境省が立ち上げた制度です。

木質バイオマスの利活用や間伐等の森林管理等で実現されたCO₂の排出削減量や吸収量を、カーボン・オフセット（CO₂の相殺）に用いるクレジットとして認証する制度で、CO₂排出企業等は、このクレジットを購入することで削減し切れなかったCO₂削減量の埋め合わせすることができます。

大台町のオフセット・クレジットは、町有林1,597haのうち、平成10年度以降に間伐を行った人工林を「森林管理等による吸収量」としてJ-VER制度の申請を行い、平成20～21年度分として、2,389tのCO₂吸収量の認証を受けました。

このクレジットの販売収益は、自然環境や生活環境の整備保全の他、地域振興のための資金として活用しています。

鳥羽市の森林の概況は

森林面積・・・7,570ha

①市有林面積・・・578ha（全森林の7.6%）

②私有林面積・・・6,992ha（全森林の92.4%）

人工林

①市有林・・・約5.91ha

②私有林・・・約1,257.00ha

人工林（杉・ヒノキ）でなければ、排出削減・吸収量の認証（J-VER認証運営委員会）を受けることは難しい。

〔資料3の省エネ法について〕

委員：市民にすると何のことかと思うが、どうでしょうか？

会長：上手に説明はしないといけないと思うが、市もこのようなことをや

っているので、各家庭ではエネルギーの使用を超えてないがエネルギーの使用を考えていかないといけない。ということ、言っていないといけないですね。

〔藻場再生事業について〕

- 委員：浅瀬の藻場がなくなってきている。
- 会長：護岸の修理、補修等で浅瀬が少なくなりました。藻場を指している言葉はアラメだとか海藻だと思うのだが…
- 委員：環境課だけでは難しいと思うので、他課と連携をとって進めていくように。離島の方の意見も聞くように。
- 委員：桃取では去年6月だったか、モリエコロジイというのがありまして、生物多様性の話しを聞きにいきました。6月頃に来ていただきまして、藻場再生（ガラモ等）を再生しようということで、沈設しました。
- 会長：今、桃取でモリエコロジイやっていますね。
- 委員：そうです、この2月18日にどういう状況になっているかということで、桃取、答志に調査に来ることになっています。よければまた、増やしていこうかということになりました。できないところにやってもいけないので、とりあえずやってみようということになりました。桃取の海は磯焼けをしているのかと思っていましたが、あさりのことで、今浦のかたと桃取のあさりと、今浦のあさりと一緒に研究しながらやっていこうかということになり桃取に視察に来ました。浜を見せたところ、アマモがたくさん生えているから植えなくてもいいと驚いて帰って行きました。漁師として種類も違いますし、あまりアマモに対して興味がなかったもので、私たちはもう少しひどいかと思っていたのですけどね。
- 会長：藻場再生って、土地の藻場を持っていきますとみなさん興味を持っていないから見落とししてしまいがちです。でもいざ、見に行こうとするとあるじゃないかとかとなり、藻場ばかりを見ていた人は昔はたくさんあったのに、少なくなったじゃないかということになる。
- 委員：たくさんあるということを知ったので安心しているところです。モリエコロジイも違うところで調査をしているので、一緒に平行してやっていこうかということになりました。
- 会長：的矢湾でも子供たちを巻き込んでアマモの再生をやっています。
- 委員：環境課だけではダメだ。磯の地形もいるし、育つ場所、育たない場

所もあるので、もう一度練り直してやってみたほうがよい。

〔オフセット・クレジットについて〕

会 長：杉やヒノキは嫌われていると思うのですが、人工林でなければなら
ないというのは、どういう理由があるのか。

事務局：杉、ヒノキはどれだけCO₂を吸収するかというデータがあるので、
計算がしやすいということが理由にあげられます。

会 長：冬でも緑だから余力で計算しやすい。

副市長：自然林で計算ができれば政策的に鳥羽市もできるが、環境省の数字
の出し方が悪いということか。

会 長：木の計算ができない。例えば、答志島にしても他の離島にしても住
んでいる人より、木のほうが多いその辺りが上手くできればお金も
もらえるといことで、裕福になるのではないかと思うので、ぜひ頑
張ってもらいたい。

(5) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について

①平成21年度温室効果ガス排出量について（事務局）〔資料5〕

本日、差し替えさせていただきました資料5をご覧ください。

平成21年度温室効果ガス排出量は8,250,651kgです。この具
体的な内容につきましては、5. 審議事項で説明させていただきます。

②みどりのカーテンプロジェクト、地球にやさしい日について

（事務局）〔資料6〕

資料6をご覧ください。

まずは、「みどりのカーテンプロジェクト」についてご説明します。

鳥羽市では平成22年2月に「地球温暖化防止実行計画」を策定し、
4月より実行計画を推進しています。その計画の具体的な取組事項と
して、「公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽（グ
リーンカーテン）を行う。」があり、今回はゴーヤを使ったプロ
ジェクトを実施しました。

リサイクルパークよりゴーヤの苗を200本いただき、栽培を希望
した保育所・小学校・公共施設に配布しました。

栽培後は、成長状況に応じて表彰を行いました。

生ごみを資源循環することで、CO₂の排出を削減し、地球温暖化
を防止することができました。特に保育所においては、子供たちの環

境教育にも役立ちました。保育所の電気代については、猛暑の影響でH22年はH21年に比べて増加しており、具体的な成果は出ませんでした。

この事業は来年度も継続していきます。

次に「地球にやさしい日」についてご説明します。

もうひとつ実行計画の具体的な取組事項として、平成22年11月より「地球にやさしい日」を実施しています。

毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」とし、次の取り組みを行ないました。

○市庁舎及び出先機関の各施設において、周辺のごみを拾う。

○市や出先機関のすべての職員が、できる限り徒歩や自転車又は公共交通機関を利用してエコ通勤する。

○市庁舎及び出先機関の各施設において、防災・防犯上必要な照明を除き、午後の8時からすべての事務所を消灯する。

ごみ拾いには、出先機関も含めて毎回40名程度参加していただき、施設周辺をきれいにすることができました。

エコ通勤については毎回30名程度協力していただいています。

8時以降の消灯については、ほとんどの課で実施しています。

この事業は来年度も継続していきます。

5. 審議事項

(1) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画の見直しについて（事務局）〔資料7〕
資料7をご覧ください。

実行計画のP1「3. 計画の位置づけ」については、平成23年4月よりスタートする第五次総合計画の内容に見直しました。

P3「8. 市の事務・事業等における温室効果ガスの現状」、P4「8-1. 温室効果ガス総排出量」については、各課から提出された「H20 温室効果ガス排出量調査票」で出先機関の電気代等を含めていないところがあり、H20年度は本計画の基準年度にあたるため再調査を行い、排出量を見直しさせていただきました。

平成21年度温室効果ガス排出量は8,250,651kgです。平成20年度（基準年度）より116,890kg増加しています。

平成20年度比に対して1.4%増加しました。

増加の要因として、1点目は全体的に電気の使用量が増えたことで

す。電気の使用量はCO2排出量の約4割にあたり、今後は使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み、未使用の部屋、トイレ、廊下、OA機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底する。2点目は、定期船課のA重油の消費量が増えたことです。定期船課は平成21年度に国の補助事業（地域公共交通活性化・再生総合事業）を受け、循環便や増便等の実証実験運航を実施したため、運航距離が伸びました。また、エンジンが2機ついていて消費量が多い高速船（かがやき）が1隻増えました。

副市長：A重油の使用料は定期船か。昨年の10月頃に軽油に変えたと思うが、その差は出てこないのか昨年から10%増えているのに5年間で5%削減は難しいか。

事務局：A重油と軽油の係数的にはそれほど変化はないので算出される二酸化炭素の量もあまり変わりません。

会長：使っている数量が多いので、わずかなものでも差は出てくると思います。A重油が多いと思っていたのですが、電気使用量が多いですね。

事務局：清掃センター、水道課、下水道浄化センターの電気使用量が大きいです。公共施設は省エネが難しいということで、今度省エネ診断を受けます。その診断を受けて、方向性を決めたいと思います。

委員：自治会連合会でも年々つけっぱなしになっている電灯を少しでも減らそうということで、電灯交換を市からの補助でやっていたが、今回修理という項目を増やしてもらって点灯管のセンサーの悪いものは修理をして変えていくことはできないかということで考えています。LEDの話題も出たのですが、器具が高いことからもう少し待つから考えていこうという話しになりました。

委員：まとめ買いをしたら安くなるのでは？

会長：なるけれども、高いのは高いですね。

（2）鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画の策定について

（事務局）〔資料8〕

資料8をご覧ください。

平成22年10月に県主催の地球温暖化対策地域推進計画の策定に関する説明会が開催されました。地域計画の策定状況については、都道府県と政令指定都市では100%策定されていますが、全国の市町

村の策定状況は9%であり、県内では津市と亀山市が策定しているだけにとどまっています。亀山市では、総合計画において地域計画の策定を義務づけており、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（第3版）に基づき、370万円でコンサル委託して都道府県や政令指定都市レベルの地域計画を策定しています。

地球温暖化防止対策地域推進計画の策定は、規模が小さい市町では計画策定自体が多大な負担になってしまうため、環境省が平成22年8月に簡易版の策定マニュアルを示しています。この策定マニュアルでは、温室効果ガス排出量の推計などの簡単な方法を示しています。

鳥羽市においては、この策定マニュアルを利用して温室効果ガス排出量を推計し、市民会議においてCO2の削減方法等を検討していき、出来上がった地域計画を環境保全審議会で諮問する予定です。

資料8は、庁内検討委員会と事務局で現在策定中の鳥羽市地球温暖化防止対策地域推進計画（案）で、H24からスタートする市民会議までに検討資料を作成する予定です。

委員：県から来ている天野さん、何か付け足すことがありましたらお願いします。

委員：地球環境問題という世界の中でも、生物多様性について並んで、大きな問題として占めております。私どもで環境問題といいますと、昔ながらの典型7公害といいまして、法律で規制をしていくものが主であったが、これについては自主的に目標を決めて下げていただくという形のものであるという点で、市民のみなさんの協力がないと目標もできないと思いますので、こういう方法で広く意見を集めて作っていただけたらと思います。

会長：こういうのは寺本委員からも言われたように県では、分かりやすく漫画化されたような広報誌のようなものはできるのですか？

委員：最近作っている基本計画等では目標を数値で示したもので、ゴミゼロプランも含めまして結果こうなりましということで、毎年まとめて公表しています。そういうものをパンフレットにするか、インターネットに掲載するかということですが、こういう数字のものですと以前より何%上がったとか下がったといった形で示していくことが多いです。なかなか分かりやすいものをといわれましても、難しいと思うのですが、一度県のホームページにもあがっていると思いますので、また参考にさせていただけたらと思います。

す。

会 長：ということで、市のほうは県のホームページを見ていただいて、あるいはよそのものもあると思いますが、参考に作っていただけたらと思います。

6. その他

「松尾清掃センターと松尾工業団地」について（事務局）

本日配布したチラシをご覧ください。

松尾にあります工業団地の問題です。皆さんご存知の方も多いと思いますが、工業団地を造成する際に鉄骨スラグを路盤材として使用して造成をしたということで、その当時の基準ではフッ素は特に問題になっていなかったのですが、平成15年に土壤汚染の対策法が施行されて、フッ素は、0.8ppを超えてはいけないという基準値できました。工業団地は公社が所有しているところではありますが工業団地を今後使用していくために、一度調べてみようということで協議をしまして、平成20年2月から8月の間に調査をしたところ基準値の3倍のフッ素の溶質がみられました。結果は皆さんにお配りした資料のスラグを全部撤去したということです。スラグかスラグでないかという境目が非常に難しく、当時造成をした業者が引き取りにきましたが、少しわかりにくいところは多めにとっていただき、総量7,080トン撤去しました。平米数ですと5,877平米の面積の約1m弱の深さでスラグを撤去し無事に解決しましたことを報告いたします。資料をみると撤去した平成22年2月頃に終わったのですが、経過措置として、2年間くらい周辺の井戸あるいは調整池の水質チェックをしていこうということで、すでに平成22年4月から平成23年1月にかけて4回ほど水質検査をしました。現段階では0.8ppを下回っており特に問題はありませんでした。

2点目ですが、鳥羽市清掃センターの最終処分場という埋立地がありますが、この3月末で30年を迎えます。それには使用期限があり、焼却炉も含めて30年という約束をしていました。磯部町に志摩市と鳥羽市の新たな焼却炉を作るということで、造成が始まりました。3年後に完成予定です。ということで、3年間の延長を地元の松尾町にお願いをしてきました。ただ昭和56年に作った施設ですので、非常に古い高炉基準で作られたものでありまして、今の基準からは少し問題があるということで、その調査をさせていただきました。資料1Pに岩盤斜水といひまして、シート

で斜水口をするということでしたが、そのシートが引いてないということがあり、周りに汚水が漏れていないかという調査、あるいはこれから大丈夫かという調査をさせていただきました。結果的には7P最後のページですが対策として、5点ほどありまして雨水を排除すること、汚水がもれないように増水を設置しなさい。というようなこういういくつかの点で結果が出てきましたので、その結果に基づいて地元の皆さんと協議をしてまいりました。鳥羽市清掃センター改修計画案を一緒に入れてありますが、これが今後の予定でありまして、3年間の延長にともないまして、最終処分場の対策を3年間かけてやっていきます。焼却炉がありますので、3年後には止めて焼却炉を解体し、その跡地についても整備をしていくということも含めて計画案を作っているところであります。市長にも何回か地元の説明にも来ていただきまして、おおむね地元の皆さんには了解をいただきました。現在、細部の詰めをしているところでありまして、少し時間はかかりましたが、きちっとした対策をとりながら、安心安全な最終処分場、廃棄物処理を目指して生きたいと考えていますので、合わせてよろしくお願い致します。

「環境とエネルギーを考える」講演会について（事務局）

講演会のお知らせをします。

市では、市民・事業者・行政の各主体が、地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組みを総合的に推進し、持続可能な脱温暖化社会づくりを進め、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とする「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を進めています。

そこで、環境問題について考える機会として、環境講演会を開催します。

ご参加していただきますようよろしくお願い致します。

会 長：今すでに工業団地が建っているところはどうするのですか。同じような造成方法だと思いますが。

副市長：業者に聞き取りをおこない鉄骨スラグを造成時に入れたかどうかを確認し、一期工事では入れていないということを聞いております。

委 員：一度委員さんにも日程を合わせて施設の見学をしてはどうか？

事務局：検討します。

会 長：鳥羽市清掃センター改修計画3年遅れた理由はなんですか？

委 員：私、広域の議長をしておりますが、当初し尿処理場とゴミ処理場の複合施設でスタートしました。そこで候補地を転々としていくなかで、ゴミはいいが、し尿処理はだめだというように各地域での意見

が分かれたのですが、海洋投棄の期限が迫りとにかく先にし尿処理場を作ろうということで、白木にし尿処理場を作ることになりました。それからすぐにゴミ処理場に手をつけなければならなかったのですが、南伊勢町が離脱し、志摩市と鳥羽市だけであることになったのです。そこで、また候補地を探し、磯部の山田地区で決定しました。これから造成工事をし、入札となるはずですが、遅れた理由にはこういったことがあったのですが、市長も苦渋の判断で3年間の延長を地元をお願いしたわけです。

会 長：ご努力感謝します。ありがとうございます。

委 員：一つ気になることがあるのですが、松尾の工業団地のスラグを取っていただいたのですが、その行方はどうなったのでしょうか。どこへ持って行って処分をするのですか。

会 長：スラグの処分場所ですか？

委 員：四日市市などでもありましたが、悪いものを取りましたまではいいのですが、とった悪いものというのはいったいどこで処分するのか、気になるところなのですが。

事務局：マニフェストというのがありまして、こういう廃棄物はどこへ行ってどうなるのかというのはきちんと今はされています。私も聞いておりますのは県外のセメント工場に原料として全量持っていったということです。

委 員：そうしますと、しっかりと行く先はわかっているということですね。よく新聞などで、悪いものは取り除きましたよ、安心してください。ということまでは書いてありますが、では、実際にその悪いものはどこへ行ったのかということまでは書いてないので、気になりますよね。

副会長：市民にどうなったかという結果だけでなく、どう処分したかまで伝えてほしいということですね。

委 員：土壤汚染対策法という法律がありまして、以前からあったものですが、それが昨年4月から厳しくなりまして、今3千平米以上の土地をさわるときには事前に県への届出が必要になりました。そういう制度ができたので、何かあったらそのときにわかるようになっています。そういった申請が出たときには県の方でもきちっと審査したいと思います。

委 員：そういうものがでないような、事前の対策が必要ということですね。

委 員：この問題は、当時の基準では問題はなかった。しかし、法律が改正して、基準も厳しいものになって、こういった形になってしまった

のです。

会 長：昔は良かったけれど、現在ではだめだということがよくあります。
それは科学が進歩したということですね。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

皆様のご協力により無事終了できました。ありがとうございました。

〔事務局〕

古田会長さん、大川副会長さんありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心なご審議をいただきありがとうございました。

本日の貴重なご意見等につきましては今後の環境行政に反映したいと思
います。

ありがとうございました。